業務部速報

No. 116
発行　17. 6. 9
JR東労組　業務部

扶養手当の増額を求める申し入れ
子ども手当、満額回答を引き出す！！

今回提案された扶養手当の見直しは申19号に基づいたものであることを確認！！

扶養親族別	現行	要求額	改正額	差額
子1人目	3，500円	10，000円	10，000円	+6，500円
うち配偶者を欠く子	12，500円	20，000円	20，000円	+7，500円
子2人目以降	3，500円	10，000円	10，000円	+6，500円
重度心身障害者（子）	5，000円	12，000円	12，000円	+7，000円
重度心身障害者（子以外）	3，500円	10，000円	10，000円	+6，500円
配偶者	16，000円	16，000円	10，000円	▲6，000円

配偶者手当が減額となったことから、以下の特例措置を勝ち取る！

○ 平成29年９月時点で、配偶者のみ扶養手当を受けている社員は、平成29年10月以降も継続して16,000円を支給

○ 配偶者＋子の合計が５人以上いる主務職・Ｔ等級における手当間のバランスをとるための調整措置を勝ち取る

◆ 実施期日　平成29年10月1日

「扶養手当の見直しに関する確認メモ」を締結

確認メモの要点は！

1 扶養手当の見直しは、申19号「扶養手当の増額を求める申し入れ」の要求内容を踏まえて回答したことを確認

2 扶養手当の見直しによって、手当の低下が明らかな社員に対しては経過措置を設けることを確認。また、生涯賃金ベースでは、いくつかの課題があることを認識する

3 扶養手当の見直しに伴い、主務職以上に対する管理手当等の考え方は変えない

4 今回の扶養手当の見直しは子ども手当に特化したため、今後、介護に関する手当などについても議論する

17春闘からたたかいを積み上げてきた成果を確認しよう！！